

鳥取市都市公園内行為許可及び減免の処理基準（鳥取市都市公園条例による）

1.公園区分

（１）大規模公園及び広場

湖山公園、ニュータウン中央公園、美保公園、樗谿公園、久松公園、西町緑地、吉方中央緑地、きなんせ広場、太平公園、弥生公園

※風紋広場は（株）エムアンドエムドットコー（070-5674-5557）へ

湖山池公園は（株）鳥取グリーン（0857-28-5090）へ、

重箱緑地は（株）グリーン企画ハマモト（0857-21-5311）へ問い合わせてください。

（２）街区公園

上記以外の公園

※気高町、鹿野町、青谷町にある公園は（有）片山庭園（0857-82-1461）へ

用瀬町にある公園については（株）よろずや（0858-76-2038）へ問い合わせてください。

（３）公共空地

園名の後に括弧付で番号のある公園予定地

※鳥取市役所 河川公園課 公園係 に問い合わせてください（TEL：0857-30-8344）

2.申請者区分

（１）行政機関及び鳥取市行政と密接な関係を有する公共的団体

- ア 各種行政機関、それらが指定する団体、実行委員会方式で構成する委員等に鳥取市を含むもの、及び鳥取市役所内に事務局のある協会、鳥取市が会員となっている法人
- イ 市内にある学校教育法に規定する団体
（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校 ただし高等学校及び大学を除く）
- ウ 市内にある社会福祉法に規定するすべての団体、各種障がい者団体及び認定こども園
- エ 公園愛護会、自治会及び自治会に係る団体（子ども会、婦人会、マンション管理組合等）
- オ 鳥取市、鳥取市教育委員会及び鳥取市中心市街地活性化協議会が共催、後援又は助成・補助する行事又は事業

（２）その他

- ア 上記に規定した団体以外の団体及び個人
- イ 各種目別競技団体、各種協同組合及び有志のサークル

3. 行為内容別区分（鳥取市都市公園条例第3条第1項）

①行商、募金その他これらに類する行為をすること

ア 展示会、展覧会などに付随する販売行為

a. 「主たる行為」に付随する販売行為に限る。

b. 「街区公園」においては「申請者区分（2）その他」が行うところの「物品の販売。その他これらに類する行為」については、原則として許可しない。ただし、企画書等により、地域振興に寄与し、社会福祉に貢献するものと認められる場合には許可する。

イ バザー、フリーマーケット、その他これらに類する行為

a. 「申請者区分（2）その他」が行う場合は原則として許可しない。ただし鳥取市が共催、後援又は助成・補助する場合には許可することができる。

b. 資源の有効活用を目的に開催する場合に限る。

ウ 募金、署名活動、ピラ配り

a. 「申請者区分（2）その他」が行う場合は原則として許可しない。ただし鳥取市が共催、後援又は助成・補助する場合には許可することができる。

b. 申請に際して、活動の趣旨、内容等が明確に判断できる資料の提出を義務付ける。

エ 慈善事業

a. 「申請者区分（2）その他」が行う場合は原則として許可しない。ただし鳥取市が共催、後援又は助成・補助する場合には許可することができる。

b. 事業の目的に沿って利益の全額を寄付した事実がわかる資料（前回実施時の収支決算報告書などの提出を義務付ける。

◎行為許可一覧表（①行商、募金等を行うこと）

3.行為内容別区分	1.公園区分	2.申請者区分		許可要件
		公的	その他	
ア 展示会、展覧会などに付随する販売	大規模公園	○	×※	※「申請者区分（2）その他」は企画書等により、地域振興に寄与し社会福祉に貢献するものと認められる場合には許可する。
	街区公園	○	×※	
イ バザー、フリーマーケット、その他これらに類する行為	大規模公園	○	○※	※鳥取市の共催、後援又は助成・補助を受けたもののみ許可する。
	街区公園	○	×※	

ウ 募金、署名活動、ピラ配り	大規模公園	○	×※	※鳥取市の共催、後援又は助成・補助を受けたもののみ許可する。
	街区公園	○	×※	
エ 慈善事業	大規模公園	○	×※	※「申請者区分（２）その他」は企画書等により、地域振興に寄与し社会福祉に貢献するものと認められる場合には許可する。
	街区公園	○	×※	

※いずれの公園についても、各公園の公園愛護会長及び町内会長の同意を条件とする。

②業として静止画又は動画を撮影すること

ア テレビ、映画、写真等の撮影（ドローン撮影を含む）

- a.各種撮影で一時占用を伴うもの。
- b.販売を目的とした情報誌、広告用写真の各種撮影等。
- c.新聞、雑誌、テレビ等において、公園施設の情報提供を目的とする撮影の場合は、企画書等の事前提出を条件として許可（減免）とする。

イ 写真撮影会、写真教室等

- a.会費を徴収して行う写真撮影会、写真教室等
- b.モデルやセット等を配置して、公園の全部又は一部を独占的に使用して行う各種撮影行為は公園使用料も課す。

◎行為許可一覧表（②業として写真又は、動画を撮影すること）

3.行為内容別区分	1.公園区分	2.申請者区分		許可要件
		公的	その他	
ア テレビ、映画、写真等の撮影	大規模公園	○	○※	※公園使用料に撮影行為料を加える。
	街区公園	○	○※	
イ 写真撮影会、写真教室等	大規模公園	○	○※	※公園使用料に撮影行為料を加える。
	街区公園	○	○※	

※いずれの公園についても、各公園の公園愛護会長及び町内会長の同意を条件とする。

③興行を行うこと

ア 営利を目的とした演劇・音楽会・イベント等

- a.有料興行で入場料収入を目的としたものを対象とする

イ 実費負担程度の金銭を徴して行う演劇・音楽会・イベント等

- a. 近隣住民の迷惑になるもの又は、その公園の特性にそぐわないと判断されるものは、許可しない。
- b. 実費負担程度の金銭を徴して行う演劇、音楽会・イベント等は「演劇・音楽会・イベント等（無料）」の項を適用する。

◎行為許可一覧表（③興行をすること）

3.行為内容別区分	1.公園区分	2.申請者区分		許可要件
		公的	その他	
ア 営利を目的とした演劇・音楽会・イベント等	大規模公園		×※	※鳥取市の共催、後援又は助成・補助を受けたもののみ許可する。
	街区公園		×※	
イ 実費負担程度の金銭を徴して行う演劇・音楽会・イベント等	大規模公園	○	○	※鳥取市の共催、後援又は助成・補助を受けたもののみ許可する。
	街区公園	○	×※	

※いずれの公園についても、各公園の公園愛護会長及び町内会長の同意を条件とする。

④展示会、競技会、祭礼、集会、その他の催しのため、公園の一部を独占して使用すること

ア 展示会、展覧会、品評会等

- a. 販売行為を行わないものに限る。販売行為を伴う場合は、「①ア 展示会、展覧会などに付随する販売行為」の項を適用する。

イ 競技会、運動会、マラソン大会、体力測定等

- a. 街区公園における利用は地域の保育園、幼稚園、公園愛護会、自治会及びその他これに類する団体に限る。
- b. 体力づくりトレーニング等内容が軽易なもの又は設置物の無い場合は、自由利用とする。

ウ 野球、ソフトボール、サッカー、アメリカンフットボール、ラグビー、ゴルフ、テニス等の球技

- a. 施設が整備されている場所を除いて、公園の広場において上記球技の練習、試合、教室とこれらに類する行為を行うため、公園の全部又は一部を独占的に使用することは、原則として許可しない。ただし、当該公園の公園愛護会、自治体等が定める不許可事項に抵触しない範囲で練習のために使用する場合は、公園愛護会長及び町内会長の同意を得ることを条件に許可する。
- b. 地域住民が行うキャッチボールなどの軽易な球技の練習については自由利用とする。ただし、バットの使用は認めない。

エ 祭礼・夏祭り等

- a. 街区公園の広場における実施は、自治会及びその他これらに類する団体に限り許可する。
- b. 宗教団体の行う布教を目的とした祭礼は許可しない。

オ 集会

- a. 演説会、講演会その他これらに類する集会に適用する。
- b. 宗教団体の行う布教を目的とした集会は許可しない。

カ 写生大会、オリエンテーリング、ウォークラリー等

- a. 公園の全部又は一部を独占的に使用する場合に適用する。
- b. 設置物の無い場合は、自由利用とする。

キ 演劇・音楽会・イベント等（無料）

- a. 金銭の授受が発生しない演劇・音楽会・イベント等に適用する。
- b. 近隣住民の迷惑になるもの又はその公園の特性にそぐわないと判断されるものは、許可しない。

ク 駐車

- a. 公園駐車場以外の場所での車の駐停車については、原則として許可しない。ただし、隣接する行
政関連施設の事業実施のため、特にやむを得ないと判断される場合に限り、駐車を許可する。
- b. 公園広場に駐車する場合は車両による占用面積分と移動スペース面積分を合わせて徴収する。
また、公園駐車場に駐車する場合は一台当たり5 m²/日分の使用料を徴収する。

◎行為許可一覧表（④展示会、競技会、祭礼、集会等の催しものために使用する行為）

3.行為内容別区分	1.公園区分	2.申請者区分		許可要件
		公的	その他	
ア 展示会、展覧会、品 評会等	大規模公園	○※	×	※販売行為を伴わないものに限る。
	街区公園	×	×	
イ 競技会、運動会、マラ ソン大会、体力測定 会等	大規模公園	◎	×	◎公園の一部に工作物（テント、チェックポ イント及びゲート等）を設置しない場合は 自由利用とする。 ※地域の保育園、幼稚園、愛護会、自治 会での利用に限り許可する。
	街区公園	○※	×	
ウ 野球、ソフトボール、サカ ー、アメリカンフットボール、 ラグビー、ゴルフ、テニス等 の球技	大規模公園	×※	×	施設整備されている公園を除く。 ※各公園が個別に定める不許可事項に抵 触しない範囲での利用に限り許可する。
	街区公園	×※	×	

エ 祭礼、納涼祭	大規模公園	○※	×	※宗教団体の行う布教を目的とした祭礼は許可しない。
	街区公園	○※	×	
オ 集会	大規模公園	○※	○※	※宗教団体の行う布教を目的とした集会は許可しない。
	街区公園	○※	○※	
カ 写生大会、リnEnterリング、ウォークラリー等	大規模公園	◎	○	◎公園の一部に工作物（テント、チェックポイント及びゲート等）を設置しない場合は自由利用とする。
	街区公園	○	○	
キ 演劇・音楽会・イベント等（無料のもの）	大規模公園	○	○	※鳥取市の共催、後援又は助成・補助を受けたもののみ許可する。
	街区公園	○	×※	
ク 駐車	大規模公園	×※	×	※行政関連施設の事業に限り許可する。
	街区公園	×※	×	

※いずれの公園についても、各公園の公園愛護会長及び町内会長の同意を条件とする。

※食品を扱う場合には鳥取市保健所 生活安全課（0857-20-3677）へ相談すること。

※バザーで火を扱う場合には鳥取市消防局 予防課（0857-23-2460）へ相談すること。

⑤調理、花火、防災訓練等で火気を使用すること

ア 調理

- a.「申請者区分（1）公共的団体」が行う場合は、鳥取市消防局 予防課（0857-23-2460）へ相談し、安全対策を講じたもののみ許可する。ただし、地面及び樹木に近い場所での火気の使用は認めない。（地面より50cm以上、樹木より2m以上離すこと。）
- b.「申請者区分（2）その他」が行う場合は、原則として許可しない。

イ 花火

- a.「申請者区分（2）その他」が行う場合は、原則として許可しない。
- b.他の行為に付随して行う場合、鳥取市消防局 予防課（0857-23-2460）へ相談し、安全対策を講じたもののみ許可する。
- c.市販の子供用花火を使って地域の住民がグループ・個人で行うもので危険性がなく、他の公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないものについては、原則自由利用とする。ただし、打上花火は認めない。

ウ 防災訓練

- a.消火訓練等における火気の使用は消防署所による指導等を依頼する場合に限り許可する。
- b.火気を使用しない訓練のみの場合は、自由利用とする。

◎行為許可一覧表（⑤調理、花火、防災訓練等で火気を使用すること）

3.行為内容別区分	1.公園区分	2.申請者区分		許可要件
		公的	その他	
ア 調理	大規模公園	○※	×	※安全対策を講じたもののみ許可する。 (地面より 50cm 以上、樹木より 2m 以上 離すこと。)
	街区公園	○※	×	
イ 花火	大規模公園	○※	×	※市販の子供用花火を使って地域の住民 がグループ又は家族で行う場合のみ許可 する。打上花火は不可。
	街区公園	○※	×	
ウ 防災訓練	大規模公園	○※	○※	※火気の使用は消防署所に指導等を依頼 する場合にのみ許可する。 ※火気を使用しない訓練のみの場合は自 由利用とする。
	街区公園	○※	○※	

※いずれの公園についても、各公園の公園愛護会長及び町内会長の同意を条件とする。

4.申請にかかる注意事項

[1] 申請期限

申請は原則使用しようとする 10 日前までとし、所定の申請書を提出するものとする。

[2] 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

ア 申請者の記載事項に虚偽があったとき。

イ 反社会的勢力、及び不法行為を行う恐れのある個人又は組織の利益になる行為。

ウ 過去の利用実績において、許可条件に違反した者又は、管理上の指示に従わなかった者が申請した場合。

エ 火気や騒音への対策が十分でなく、他の利用者や近隣に危険が及ぶ恐れがある行為。

オ 布教目的の祭礼及び集会に該当する行為。

5. 使用料

ア 鳥取市都市公園条例第 10 条及び第 17 条の 6 により行為に対する使用料を徴収する。

行為区分	基準	金額
①行商、募金その他これらに類する行為をすること	面積 1m ² 1日 につき	50 円
②業として写真を撮影すること	カメラ 1 台 1 月 につき	500 円
	1 台 1 日 につき	100 円
動画を撮影すること	カメラ 1 台 1 時間につき	200 円
モデル及びセット等を設置する場合は加算	面積 1m ² 1日 につき	50 円
③興行を行うこと	面積 1m ² 1日 につき	10 円
④展示会、競技会、祭礼、集会、その他の催しのため、公園の一部を独占して使用すること	面積 1m ² 1日 につき	5 円

※この表の規定により計算して得た額に消費税（10%）を加算した額（1未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

イ 使用料は原則前納とし、納期限は使用しようとする 2 日前までとする。

ウ 以下に該当する場合は使用料の減免（使用料の減額又は免除）を申請することができる。

申請者区分	減免率
<p>2.申請者区分</p> <p>（1）行政機関及び鳥取市行政と密接な関係を有する公共的団体</p> <p>ア 各種行政機関、それらが指定する団体、実行委員会方式で構成する委員等に鳥取市を含むもの、及び鳥取市役所内に事務局のある協会、鳥取市が会員となっている法人</p> <p>イ 市内にある学校教育法に規定する団体 （幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校 ただし高等学校及び大学を除く）</p> <p>ウ 市内にある社会福祉法に規定するすべての団体、各種障がい者団体及び認定こども園</p> <p>エ 公園愛護会、自治会及び自治会に係る団体（子ども会、婦人会、マンション管理組合等）</p> <p>オ 鳥取市、鳥取市教育委員会及び鳥取市中心市街地活性化協議会が共催、後援又は助成・補助する行事又は事業</p>	100%

<p>2.申請者区分</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 上記に規定した団体以外の団体及び個人、又は行事・事業</p> <p>イ 各種目別競技団体、各種協同組合及び有志のサークル</p>	<p>0%</p>
---	-----------

ウ 既納の使用料が原則として還付しない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合に限り還付を申請することができる。

- a.行為の許可を受けた者の責任でない理由により、使用できない時。
- b.行為の開始前に取り消しを申し出て受理されたとき。（悪天候又は予備日の取り消しなど）
- c.管理者の都合により行為の許可を取り消したとき。（警報発令時など）

6.禁止事項及び退去事項

【1】禁止事項

鳥取市都市公園条例により、公園内においては次に掲げる行為をしてはならない。

- ①土地及び公園施設の損傷、汚損、又は土石を採取すること。
- ②竹木の伐採、又は植物を採取すること。
- ③鳥獣、魚類の捕獲、又は殺傷すること。
- ④ゴミその他の汚物を指定場所（ゴミ箱）以外に捨てること。
- ⑤たき火、火気のもてあそび、その他危険な行為（バット・ゴルフクラブ等のスイング、車輪を有し制動装置[ブレーキ]の無い乗り物の使用）をすること。
- ⑥広告もしくは、これに類するものの提示、配布、散布すること。
- ⑦立ち入り禁止区域に進入すること。
- ⑧指定された場所以外への車両の進入、又は駐車すること。
- ⑨園内に危険物を持ち込むこと。
- ⑩銃刀の持ち込み、又は使用すること。
- ⑪以上の他、公園管理者が管理上特に必要があると認めて禁止する行為。

【2】退去事項

次のいずれかに該当する場合は、退去させるものとする。また、退去勧告に従わない者は警察へ通報することとする。

- ア 泥酔者。
- イ 伝染病の疾患であると認められる者。

- ウ 他人に危害を及ぼす恐れのある物品の携帯する者、及び引き綱の装着されていない動物を同伴する者。
- エ 他人に危害を及ぼす恐れがあると判断される行為を行う者、及び車輪を有し制動装置[ブレーキ]のない乗り物を使用する者。
- オ 他人に不快感を与える恐れのある者
- カ この施設を使用することがその者にとって危険であると認められる場合。
- キ この基準及び許可条件に反する行為を行った者。